

号イに掲げる要件を満たすものに限る。)をいう。以下同じ。)又は当該株式に係る議決権行使等権限の取得。

第一項に規定する取得条項付新株予約権に係る取扱いの対価として交付する株式若しくは持分、当該株式若しくは持分に係る議決権、社債若しくは出資証券の取得、株式への一任運用又は当該株式若しくは持分に係る議決権行使等権限の取得等を除く。) 第二号に掲げるもののうち上場会社等であつて、次に掲げる上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総議決権に占める割合のいずれもが百分の十未満であるものをいう。第四条第一項第一号において同じ。) が行う法第二十六条第五号まで、第七章第二項第一号、第三号から第五号まで、第七章第十六項第一号から第五号まで若しくは令第二条第十九項第一号に掲げる行為又は令第三条第一項第六号に掲げる行為を除く。) イ 上場会社等の各株主(外国法人等又は令第二条第一項に規定する他の会社若しくはその子会社(令第二条第四項に規定する特定上場会社等を除く。以下この号及び次号において「他の会社等」という。)に限る。)が所有する当該上場会社等の実質株式(同項第一号に規定する実質株式をいう。以下同じ。)の数、当該株主を令第二条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体(法第二十六条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げるものに該当するものに限る。口において同じ。) (以下この号において「株主の密接関係者」という。)が所有する当該上場会社等の実質株式の数並びに当該株主及び当該株主の密接関係者が投資一任契約(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項第十二号)に規定する投資一任契約をいう。) その他の契約に基づき他のものから委任を受けた株式の運用(その指図をすることを含み、令第二条第七項に掲げる要件を満たすものに限る。)をする場合におけるその

対象となる当該上場会社等の株式の数を合計した純株式数（株式のうち重複するものがある場合には、当該重複する数を控除した純計によるもの。以下同じ。）
ロ 上場会社等に係る各外国投資家（外国法人等又は他の会社等に限る。）が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権（令第二条第十八条項に規定する議決権代理行使受任に係る議決権を除く。以下この号において同じ。）の数及び当該外国投資家を同条第十九項第一号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるのに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体が保有する当該上場会社等の実質保有等議決権の数を合計した純議決権数
十六 特別非上場会社（法第二十六条第一項第三号に掲げるもののうち上場会社等以外の会社であつて、当該上場会社等以外の会社の株式又は持分を直接に所有するものがいずれも外国法人等又は他の会社等でないものをいう。第四条第一項第二号において同じ。）が行う法第二十六条第二項第一号、第三号から第五号まで、第七号若しくは第八号に掲げる行為又は令第三条第十六項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為
十七 法第二十六条第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる行為のうち、有価証券の引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に掲げる有価証券の引受けをいい、同条第六項第三号に係るもの）を除く。第四条第一項第三号において同じ。）に該当する行為（これに相当する外国の法令によるものを含む。同号において同じ。）（令第三条第二項各号に掲げる行為に直接投資等である場合にあつては、当該行為により取得した株式の議決権の行使を行わないものに限る。）
十八 特定非上場会社（令第三条第一項第二号に規定する特定非上場会社をいう。以下この号及び次号において同じ。）の議決権に係る議決権代理行使受任（令第二条第十六条第四号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）をしていた法人又は特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使委任（同項第六号に掲げる議決権代理行使受任をいう。以下この項において同じ。）に係る受任をした法人の合併により合併後存続

十九 特定非上場会社の議決権に係る議決権代理行使
理行使受任をしていた法人又は特定非上場会
社の議決権に係る議決権代理行使委任に係る
受任をした法人の分割により分割後新たに設
立される法人又は事業を承継する法人が当該
議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使
委任に係る契約を承継する場合における当該
議決権代理行使受任又は当該議決権代理行使
委任

二十 非上場会社の議決権に係る議決権代理行使
使受任（当該議決権代理行使受任の後における
当該議決権代理行使受任をするもの）の保有
等非上場会社議決権数（直接に保有する非上
場会社の議決権の数と議決権代理行使受任
(令第二条第十六項第四号イに該当するもの
に限る)に係る議決権の数とを合計した議
決権の数をいう。以下この号において同じ。）
と当該議決権代理行使受任をするものを令第
二条第十九項第一号に規定する株式取得者等
とした場合に同項各号に掲げるものに該当す
ることとなる非居住者である個人又は法人等
の保有等非上場会社議決権数とを合計した純
議決権数の当該非上場会社の総議決権に占め
る割合が百分の十以上となる場合の当該議決
権代理行使受任を除く。）であつて、令第三
条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該當
する非上場会社の議決権に係る議決権代理行
使受任以外のもの

二十一 株式の分割若しくは併合により発行さ
れる新株に係る議決権に係る議決権代理行使
受任、議決権代理行使委任又は共同議決権行
使同意取得（令第二条第十六項第七号に掲げ
る共同議決権行使同意取得をいう。以下この
項目及び第七条第一項第四号において同じ。）
(以下この項において「議決権代理行使受任
等」という。)であつて、当該株式に係る議
決権に係る議決権代理行使受任等をしていた
場合における当該株式に係る議決権に係る議
決権代理行使受任等に相当するもの

二十二 組織変更前の会社の議決権に係る議決
権代理行使受任等をしていたものによる当該
議決権に代わる組織変更後の会社の議決権に

二十三 株式会社が会社法第百八十五条に規定する株式無償割当による株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。)

二十四 株式会社が会社法第二条第十九号に規定する取得条項付株式に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式又は持分に係る議決権に係る議決権代理行使受任等（当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等をしていた場合における当該取得条項付株式に係る議決権に係る議決権代理行使受任等に相当するものに限る。）

二十五 相続又は遺贈により共同議決権行使同意取得に係る契約を承継した場合における当該共同議決権行使同意取得

三 令第三条第一項第一号に規定する主務省令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種とする。

四 令第三条第二項第一号及び令第三条の二第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、会社（その子会社を含む。）がその総議決権の百分の五十に相当する議決権の数を保有する他の会社（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。）とする。

五 令第三条第二項第二号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、別表第一に掲げる国又は地域以外の国又は地域の外国投資家により行われる対内直接投資等（法第二十六条第一項第三号又は第五号に該当する外国投資家により行われる対内直接投資等を除く。）とする。

六 令第三条第二項第三号に規定する主務省令で定める対内直接投資等は、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等とする。

七 令第三条第三項の規定に基づき届出をしようとするものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による届出書を、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき届出書の通数は三とする。

一 法第二十六条第二項第一号、第三号及び第四号に規定する株式、持分又は議決権の取得

並びに令第二条第十六項第一号に規定する出資証券の取得、同項第三号に規定する株式への一任運用及び同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得 別紙様式第一

二 法第二十六条第二項第二号に規定する株式又は持分の譲渡 別紙様式第一

三 法第二十六条第二項第五号に規定する会社の事業目的の実質的な変更に関する同意別紙様式第三

三の二 令第一条第十一項第一号に規定する取締役又は監査役の選任に係る議案に関する同意別紙様式第三の二

三の三 令第二条第一項第二号から第四号まで及び前条第二項各号に掲げる議案に関する同意別紙様式第三の三

四 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の設置 別紙様式第四

五 法第二十六条第二項第六号に規定する支店等の種類又は事業目的の実質的な変更 别紙様式第五

六 法第二十六条第二項第七号に規定する金銭の貸付け 别紙様式第六

七 令第二条第十六項第一号に規定する社債の取得 别紙様式第七

八 令第二条第十六項第四号に規定する議決権代理行使受任 别紙様式第七の一

九 令第二条第十六項第六号に規定する議決権代理行使委任 别紙様式第七の三

十 令第二条第十六項第七号に規定する共同議決権行使同意取得 别紙様式第七の四

○ 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により届出書を受理したときは、当該届出書にその旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。ただし、前項の手続が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われたときは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録された届出書の内容を書面に出力したものに届出を受理した旨を記入し、届出受理証として届出者に交付するものとする。

第三〇支社経営各 9

令第三条第十四項の規定に基づき法第二十七条
余第七項の規定による通知をしようとするもの
は、別紙様式第八による通知書を、日本銀行を
経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しな
ければならない。この場合において、提出すべ
き通知書の通数は、一とする。

対内直接投資等の届出の特例に関する事項

三條の二 令第三条の二第一項第四号イ及び令
第四条の三第一項第四号イに規定する他の法人
その他の団体（以下この項において「間接法人
等」という。）を通じて間接に保有するものと
して主務省令で定める法人その他の団体の議決
権の数は、当該法人その他の団体の株主若しく
は出資者である間接法人等（外国政府等（令第
三条の二第一項第三号に規定する外国政府等を
除して主務省令で定める法人その他の団体の議決
権の数は、当該法人その他の団体において同じ。）の
出資比率が百分の五十以上であるものに限る。）
又はその子会社等（会社法第二条第三号の二に
規定する子会社等をいう。）が直接に保有する
当該法人その他の団体の議決権の数とする。
令第三条の二第二項第二号に規定する主務省
令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 取締役の選任又は解任

一 取締役の任期の短縮

二 次に掲げる定款の変更

イ 目的の変更に係るもの

ロ 会社法第一百八条第二項第八号又は第九号
に掲げる事項について内容の異なる二以上
の種類の株式を発行する場合において当該
各号に定める事項

四 会社法第四百六十八条第一項に規定する事
業譲渡等

五 会社の解散

六 会社法第七百八十二条第一項に規定する吸
収合併契約等

七 会社法第八百三十三条第一項に規定する新設合
併契約等

八 会社法第七百八十二条第一項に規定する新設合
併契約等

九 会社法第七百三十三条第一項に規定する新設合
併契約等

令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省
令で定める業種は、財務大臣及び事業所管大臣
が定める業種とする。

令第三条の二第二項第三号イに規定する主務省
令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法に相当する外国の法令の規
定による許認可等（行政手続法（平成五年法
律第八十八号）第二条第三号に規定する許認
可等又はこれに相当するものをいう。以下こ
の項において同じ。）を受けて金融商品取引

二、業者の決算法

金融商品取引法第二十九条の登録を受けて同法第二十八条第四項に規定する投資運用業（以下この号において「投資運用業」という）を営むもの若しくは同法第六十三条第二項の規定による届出をして同条第一項第二号に掲げる行為を業として行うもの又は同法に相当する外国の法令の規定により許認可等を受けて投資運用業に類する事業を営むもの（当該外国の法令に基づき法人に類するもの（当該外国の法令に基づき許認可等を受けているものに限る。）に類する事業を営むもの）に類する事業を営むもの（平成七年法律第百五号）第三条に規定する登録投資法人若しくは同法に相当する外国の法令に準拠して設立された法人たる者による社団又は権利能力のない社団で、登録投資法人に類するもの（当該外国の法令に基づき許認可等を受けているものに限る。）に類する事業を営むもの（平成七年法律第百五号）第三条に規定する保険業（以下この号において「保険業」という）を営むもの又は同法に相当する外国の法令の規定による許認可等を受けて保険業に類する事業を営むもの（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する信託会社（同条第四項に規定する管理型信託会社を除く。）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条の認可を受けた信託業（平成十六年法律第百五十四号）第二条第二項に規定する管理型信託会社を除く。）若しくは金融商品取引法第六十六条の五十の規定による登録を受けて同法第二条第四十一項に規定する高速取引行為を行うもの

一令

前項の規定は、法第二十八条第七項又は法第三十条第七項において準用する法第二十七条第七項十一項の規定に基づき令第四条第九項又は令第五条第七項に規定する勧告又は命令の全部又は一部を取り消すときについて準用する。

(立入検査及び質問を行ふ職員の身分を示す証票)

第九条の二 法第六十八条第二項に規定する立入検査及び質問(法第五章に係るものに限る)を行う職員の身分を示す証票は、別紙様式第二十三又は財務大臣若しくは事業所管大臣が定める様式によるものとする。

(事務の委任)

第十条 令第十条ただし書の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が自ら取り扱うことを妨げない事務は、法第二十九条第一項から第五項までの規定に基づく命令の内容を記載した文書の送付に関する事務並びに第七条第五項から第七項までの規定に係る通知及び報告の受理に関する事務とする。

1 令第十条第二号に規定する財務大臣及び事業所管大臣の定める事務は、法第二十七条第一項、法第二十八条第一項又は法第三十条第一項の規定による届出について、財務大臣及び事業所管大臣が指示した場合における当該指示した日に、インターネットの利用その他の適切な方法により、届出に係る取引又は行為を行うことができる日を公示する事務とする。

附 則

この命令は、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第六十号)の施行の日(昭和五十五年十二月一日)から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 外資に関する法律施行規則(昭和二十五年外資委員会規則第二号)

二 外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるものと定める省令(昭和四十二年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第一号)

三 外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令(昭和四十二年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第一号)

四 沖縄の復帰に伴う外国投資家に係る株式の所有の認可等に関する省令(昭和四十七年大

3 藏省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省令第二号)
この命令の施行の際現に外国為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律による廃止前の外資に関する法律(昭和二十五年法律第六百六十三号。以下「旧外資法」という。)第十一条、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条の二又は第十三条の三の規定によりされている申請又は届出に係る取引又は行為について、この命令による廃止前の外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。
4 旧外資法第十三条の二に規定する株式等又は旧外資法第十三条の三に規定する対価等若しくは対価等の請求権でその取得の日がこの命令の施行の日前であるものについては、旧施行規則第七条、第八条及び第十四条の規定は、この命令の施行後においても、なお効力を有する。
5 法第二十七条第一項の規定による届出の対象となる対内直接投資等(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成二十八年政令第四十三号。以下この項において「整備等政令」という。)第二十二条の規定による改正前の令第二条第六項第四号に掲げる事業の全部又は一部に相当する事業に係るものに限る。)を整備等政令の施行の日以後行おうとする法第二十六条第一項第一号又は第二号に規定する外国投資家は、整備等政令の施行の日前においても、法第二十七条第一項並びにこの命令第三条第七項第四号及び第五号の規定の例により届け出ることができる。この場合において、当該届出を法第二十七条第一項の規定による届出とみなし、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日(当該日が平成二十八年三月一日以前である場合にあっては、同年三月二日)を財務大臣及び事業所管大臣が同項の規定による届出を受理した日とみなす。

附 則（昭和五九年六月一九日總理府、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、調和ある对外經濟関係の形成を図るための国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律第五条の規定の施行の日（昭和五十九年七月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二〇日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年一一月二〇日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、昭和六十年十二月一日から施行する。

附 則（平成元年四月六日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第二号）

この命令は、平成三年一二月二一日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年一二月二一日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、外國為替及び外國貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成四年一月一日）から施行する。

附 則（平成七年七月三日總理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水產省、通商產業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省令第一号）

この命令は、前記の命令の施行によるものと同一の日（以下「施行日」という。）前にされた届出に係る対内直接投資等（以下「法」という。）第二十七条第一項の規定によりこの命令の施行の日前に同条第二項に規定する対内直接投資等を

行つてはならない期間（同条第三項又は第六項）の規定により当該期間が延長された場合には、当該延長された期間（同条第三項又は第六項）が満了したものについては、なお従前の例による。

第三条 この命令の施行の際現に法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間が満了していない施行日前の届出に係る対内直接投資等、この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別表第一に該当するため法第二十六条第三項の規定により報告しなければならない対内直接投資等に該当するものについては、施行日の前日において当該期間が満了したものとみなして、当該届出をした外國投資家は、施行日以後当該対内直接投資等を行ふことができる。この場合において、当該届出は、当該対内直接投資等が行われた日において同項本文の規定によりされた報告とみなす。

施行日前にされた法第二十七条第五項の規定による勧告、同条第七項の規定による通知又は同条第十項の規定による命令に係る対内直接投資等については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この命令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる取引又は行為に係るこの命令の施行後にして行ふべきに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

第二条 次条第二項に定めるものを除き、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）前から法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一〇年三月一九日総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）

第四条 新命令別紙様式第一による届出書並びに新命令別紙様式第十一及び別紙様式第十九による報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一による届出書並びに旧命令別紙様式第十九による報告書を取り繕い使用することができる。

第五条 新命令（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における新命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年四月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

（施行期日）

第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年五月八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令（以下「新命令」という。）第三条第二項及び第四項、第四条第一項及び第三項、第六条の一並びに第七条第一項から第四項までの規定は、この命令の施行の日（附則第五条において「施行日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う改正法による改正後の外国為替及び外国貿易法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下この条において「対内直接投資等」という。）若しくは特定組合等（新法第二十六条第一項第四号に規定する「特定組合等」をいう。以下この条及び次条において同じ。）が行う新法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するもの（以下この条において「対内直接投資等に相当するもの」という。）又は新法第二十八条第二項に規定する特定取得（以下この条及び次条において「特定取得」という。）若しくは特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下この条において「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行つた対内直接投資等若しくは対内直接投資等に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するもの又は特定取得若しくは特定取得に相当するもの

第三条 新法第二十六条第一項第四号に規定する組合等（特定組合等を除く。以下この条において同じ。）の組合員（同号に規定する特定組合類似団体にあっては、その構成員。以下この条において同じ。）が、改正法による改正前の外国為替及び外國貿易法（以下この条において「旧法」という。）第二十七条第一項又は第二十八条第一項の規定によりした届出に係る組合等が行う旧法第二十七条第一項に規定する対内直接投資等に相当するものに伴つて行われる当該組合等の組合員が行つた旧法第二十六条第二項第一号、第三号若しくは第六号若しくは対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令（附則第五条において「改正令」という。）による改正前の対内直接投資等に関する政令第二条第九項第一号から第五号まで若しくは第七号に掲げる行為又は旧法第二十八条第一項に規定する特定取得に相当するものに伴つて行われる当該組合等の組合員が行つた特定取得については、前条の規定にかかわらず改正前の対内直接投資等に関する命令（次条及び附則第五条において「旧命令」という。）第七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告書の提出を要しない。

第四条 新命令別紙様式第一から第三まで、第四から第六まで及び第七から第七の四までによる届出書並びに新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第十九まで及び第二十から第二十二の二までによる報告書については、当分の間、旧命令別紙様式第一から第七の四までによる届出書及び旧命令別紙様式第十一から第二十二の二までによる報告書を取り繕い使用することができる。

第五条 改正法附則第三条第一項、改正令附則第四条及び附則第五条並びにこの命令附則第二条の規定によりなお從前の例によるとされる場合における旧命令第六条の二各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告及び旧命令第七条第一項各号に掲げる行為に係る同項の規定に基づく報告については、施行日以後、新命令別紙様式第十一、第十二、第十六、第十七から第七の四まで、第十九、第二十、第二十二及び第二十二の二による報告書を使用することができ

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第六条 この命令の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの命令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。</p>
<p>附 則 (令和二年一〇月三〇日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第五号)</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この命令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第十二まで及び別紙様式第十六から第二十二の三までによる用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p>
<p>附 則 (令和二年一二月二十五日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第六号)</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この命令は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p>
<p>第二条 この命令の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一から第七の四まで及び別紙様式第九による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。</p>
<p>附 則 (令和四年五月九日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)</p>
<p>(施行期日)</p>
<p>第一条 この命令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日(令和四年五月十日)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>
<p>第二条 この命令による改正後の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書については、当分の間、同条の規定による改正前の対内直接投資等に関する命令別紙様式第一、第二、第六及び第七の様式による届出書を取り繕い使用することができる。</p>

農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第三号)
(施行期日)

イタリア	イスラエル	イラン	イングランド	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	インドネシア	イラン	イタリア
イタリア	イスラエル	イラン	イングランド	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	インドネシア	イラン	イタリア
イタリア	イスラエル	イラン	イングランド	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	インドネシア	イラン	イタリア
イタリア	イスラエル	イラン	イングランド	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	インドネシア	イラン	イタリア
イタリア	イスラエル	イラン	イングランド	ウガンダ	ウクライナ	ウルグアイ	インドネシア	イラン	イタリア

別紙様式第

するものとする。)		
為替取引又は電子決済手段等の 種別等を行った年月日	金額	銀行等、資金移動業者又は電子 決済手段の運営者等の認可機関

(日本産業規格 A-4)

別紙様式第三

別紙様式第三の一

1. 既存の機器を複数台接続する場合、各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
2. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
3. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
4. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
5. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
6. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
7. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
8. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
9. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
10. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
11. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
12. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
13. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
14. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
15. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
16. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
17. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
18. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
19. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。
20. 各機器の接続端子と、各機器の内部構成を明確に記載する。

① 計算機の構成要素	CPU メモリ 周辺機器
② パソコンの機能	入力 出力 処理
③ パソコンの種類	個人用 業務用 専用
④ パソコンの構成要素	CPU メモリ 周辺機器
⑤ パソコンの機能	入力 出力 処理
⑥ パソコンの種類	個人用 業務用 専用
⑦ パソコンの構成要素	CPU メモリ 周辺機器
⑧ パソコンの機能	入力 出力 処理
⑨ パソコンの種類	個人用 業務用 専用
⑩ パソコンの構成要素	CPU メモリ 周辺機器
⑪ パソコンの機能	入力 出力 処理
⑫ パソコンの種類	個人用 業務用 専用

【個人用】
1. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に、電子投票及び議論会の公募（公募活動）に登録する際の個人情報の取扱いに関するものである。2. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。3. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。4. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。5. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。6. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。7. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。8. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。9. 本規約は、個人が文部科学省のウェブサイト上に登録する際の個人情報を保護するためのものである。

別紙様式第四

◎ 諸星のよきとよきの 星星
◎ 仲間のよきとよきの 星星
◎ おもなよきとよきの 星星
◎ その他の星星
1. おもなよきとよきの 星星の名前 代表的な星星の 特徴又はおもな 性質を記述せよ
2. 仲間のよきとよきの 星星の名前 代表的な星星の 特徴又はおもな 性質を記述せよ
3. その他の星星

〔深入研究〕

1. 本研究では、被験者を対象とした実験結果と、本研究で用いた問題集（内閣文庫蔵）の問題を用いて、被験者の問題解決行動に及ぼす影響を検討する。具体的には、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔実験〕
被験者は、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔問題集〕
問題集は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
〔被験者〕
被験者は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
2. 本研究では、被験者を対象とした実験結果と、本研究で用いた問題集（内閣文庫蔵）の問題を用いて、被験者の問題解決行動に及ぼす影響を検討する。具体的には、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔実験〕
被験者は、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔問題集〕
問題集は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
〔被験者〕
被験者は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
3. 本研究では、被験者を対象とした実験結果と、本研究で用いた問題集（内閣文庫蔵）の問題を用いて、被験者の問題解決行動に及ぼす影響を検討する。具体的には、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔実験〕
被験者は、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔問題集〕
問題集は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
〔被験者〕
被験者は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
4. 本研究では、被験者を対象とした実験結果と、本研究で用いた問題集（内閣文庫蔵）の問題を用いて、被験者の問題解決行動に及ぼす影響を検討する。具体的には、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔実験〕
被験者は、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔問題集〕
問題集は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
〔被験者〕
被験者は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
5. 本研究では、被験者を対象とした実験結果と、本研究で用いた問題集（内閣文庫蔵）の問題を用いて、被験者の問題解決行動に及ぼす影響を検討する。具体的には、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔実験〕
被験者は、問題解決行動の各段階における被験者の問題解決行動を分析する。
〔問題集〕
問題集は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。
〔被験者〕
被験者は、内閣文庫蔵の問題集を用いる。

別紙様式第五

基期受理年月日
当期受理量

別紙様式第七

別紙様式第七 横捺法規：社内直接投資
公開志願会

に於ける

(附) 大区及び事業所大区 案
うち、事前の申査請求権を所持する大区
□内地被辺大区(警察庁)
□内地被辺大区(金融庁)
□税 劇 大区
□厚生労働大区
□農林水産大区

口頭伝達大綱		題名
〔第1回〕		期
主な文種・名前及び題名		記入欄
〔第2回〕		記入欄
〔第3回〕		記入欄
〔第4回〕		記入欄
〔第5回〕		記入欄
〔第6回〕		記入欄
〔第7回〕		記入欄
〔第8回〕		記入欄
〔第9回〕		記入欄
〔第10回〕		記入欄
〔第11回〕		記入欄
〔第12回〕		記入欄
〔第13回〕		記入欄
〔第14回〕		記入欄
〔第15回〕		記入欄
〔第16回〕		記入欄
〔第17回〕		記入欄
〔第18回〕		記入欄
〔第19回〕		記入欄
〔第20回〕		記入欄
〔第21回〕		記入欄
〔第22回〕		記入欄
〔第23回〕		記入欄
〔第24回〕		記入欄
〔第25回〕		記入欄
〔第26回〕		記入欄
〔第27回〕		記入欄
〔第28回〕		記入欄
〔第29回〕		記入欄
〔第30回〕		記入欄
〔第31回〕		記入欄
〔第32回〕		記入欄
〔第33回〕		記入欄
〔第34回〕		記入欄
〔第35回〕		記入欄
〔第36回〕		記入欄
〔第37回〕		記入欄
〔第38回〕		記入欄
〔第39回〕		記入欄
〔第40回〕		記入欄
〔第41回〕		記入欄
〔第42回〕		記入欄
〔第43回〕		記入欄
〔第44回〕		記入欄
〔第45回〕		記入欄
〔第46回〕		記入欄
〔第47回〕		記入欄
〔第48回〕		記入欄
〔第49回〕		記入欄
〔第50回〕		記入欄
〔第51回〕		記入欄
〔第52回〕		記入欄
〔第53回〕		記入欄
〔第54回〕		記入欄
〔第55回〕		記入欄
〔第56回〕		記入欄
〔第57回〕		記入欄
〔第58回〕		記入欄
〔第59回〕		記入欄
〔第60回〕		記入欄
〔第61回〕		記入欄
〔第62回〕		記入欄
〔第63回〕		記入欄
〔第64回〕		記入欄
〔第65回〕		記入欄
〔第66回〕		記入欄
〔第67回〕		記入欄
〔第68回〕		記入欄
〔第69回〕		記入欄
〔第70回〕		記入欄
〔第71回〕		記入欄
〔第72回〕		記入欄
〔第73回〕		記入欄
〔第74回〕		記入欄
〔第75回〕		記入欄
〔第76回〕		記入欄
〔第77回〕		記入欄
〔第78回〕		記入欄
〔第79回〕		記入欄
〔第80回〕		記入欄
〔第81回〕		記入欄
〔第82回〕		記入欄
〔第83回〕		記入欄
〔第84回〕		記入欄
〔第85回〕		記入欄
〔第86回〕		記入欄
〔第87回〕		記入欄
〔第88回〕		記入欄
〔第89回〕		記入欄
〔第90回〕		記入欄
〔第91回〕		記入欄
〔第92回〕		記入欄
〔第93回〕		記入欄
〔第94回〕		記入欄
〔第95回〕		記入欄
〔第96回〕		記入欄
〔第97回〕		記入欄
〔第98回〕		記入欄
〔第99回〕		記入欄
〔第100回〕		記入欄

下記の文書を提出して下さい。	
(1) 名前	約 束
(2) 本店を営業所の 所在地	
(3) 実業上の目的的 性	
(4) 営業の用意書類に 該当するもの	
(5) 資本額の算出根 據と認定手続等 （株式会社は、株主 総会開催時における 認定手續等）	

届出受理年月日
及び受理番号

大英七の二

普取引又は電子決済手段等の移 等を行った年月日	金 額	銀行等、資金移動業者又は電子決 済手段等取引業者等確認欄

届出受理年月日	
及び受理番号	

(記入要領)

別紙様式第七の三 横掲法規:対内直接投資に関する令

(地先)
財務大臣及び事業所管大臣 殿
うち、事前基準申請を所管する大臣
□内閣総理大臣(菅政付)

1 発行会社	本店の所在地
	定款上の事業目的
	社員次第 個
	事前留出事項に該当

届出受理年月日
及び受理番号

1号令第14号まで、第17号令第16号と第18号に掲げるに於けるに就する事項並びに他の個人又は法人の名義の取扱い(第26号第1項第1号から第5号までに掲げるに於けるに就する事項を除く)をうへて、前項の規定による登録を受ける場合に該登録の申請が提出された場合は、該登録の申請は当該登録申請に次回被提出に當る同一の登録権利者に該登録及び登録料の特許登録局に於けるものに係る在留登録等の権利を有するものとみなす。但し、同登録の申請に就する登録料は、前項の規定による登録料の額の半額とする。但し、前項の規定による登録料の額の半額を超過する登録料を支拂つた場合は、該登録料の額の半額を以て該登録料の額とする。又、前項の規定による登録料の額の半額を超過する登録料を支拂つた場合は、該登録料の額を以て該登録料の額とする。

20. 前記第17号令第16号と第18号に掲げるに於けるに就する事項並びに他の個人又は法人の名義の取扱い(第26号第1項第1号から第5号までに掲げるに於けるに就する事項を除く)をうへて、前項の規定による登録を受ける場合に該登録の申請が提出された場合は、日本特許実用A 4用紙面に上記に別紙の順序に記載して記入する旨を記して差し支えられ、又は記入する場合は、上記に別紙の順序に記載して記入する旨を記して差し支えられ、又は記入する場合は、

別紙様式第八

別紙様式第八の一

《日本社會問題大辭典》

別紙様式第九

9 管理者人間的 経験の背景	
10 口頭傳播人間との接觸 をしようとする意願	
11 その他の方々	

別紙様式第十一 権利規範：対内直接投資等に開する命令

	株式会社	持分額	株式会社	持分額
① 購入、取得、一括 譲渡等額	新日本製鉄株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
② 新規出資又は一括譲渡等額	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
③ 在留期間超過者等の新規出資 又は譲渡等による新規出資 等をする同一の新規出資 又は譲渡等による新規出資	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
④ ①～③に付する新規出資 又は譲渡等による新規出資 等をする同一の新規出資 又は譲渡等による新規出資	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
⑤ 新規出資、譲渡、新規出資 又は譲渡による新規出資	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
⑥ 全般、年、月、日	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）
⑦ オ、カ、ホ、事、場	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）	新日本製鐵株式会社又は新日本製鐵株式会社	同一の二口（当社）

て、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入する。

(日本産業規格 A-4)

別紙様式第十三から第十五まで

別紙様式第十六の二

3 その他の事項

【問】(1) 本規約の適用範囲は、東京電力が供給する電気を主な取扱いとする事業者、個人事業主等で、供給契約の締結時に「電気料金の支払方法」欄に「支払い方法」欄に「現金」又は「現金支払い」の記入がある場合に適用される。
② 代金支払日とは、契約書等に記載された支払期日を指す。又は、いつでも現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。
③ 現金支払いとは、現金による支払いを指す。又は、いつでも現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。
④ 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

2. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

3. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

4. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

5. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

6. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

7. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

8. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

9. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

10. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

11. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

12. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

13. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

14. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

15. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

16. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

17. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

18. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

19. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

20. 本規約の適用範囲外の場合は、現金又は現金支払いの場合は、現金又は現金支払いの日を指す。

別紙様式第十七

別紙様式第十七の

	② 受託の内容
3	受託に係る具体的な物的・精神的情報の種類 （あらゆるもの）の内証を算出する場合 （参考）受託に係る具体的な物的・精神的情報の種類 の内証を算出する場合
4	① 会社又は本部 ② 在庫又は在庫外 ③ 売上高 ④ 営業費用
5	年間、年一回
6	専門的な知識の有無等の基準で算出される場合は専門的な知識の有無等の基準で算出する場合 （参考）専門的な知識の有無等の基準で算出される場合は専門的な知識の有無等の基準で算出する場合
7	その他の事項

別紙様式第十七の二

② 回 請 教 的 の 内 容			
③ 住民参加型の議論と相談会	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
④ 調査研究会による問題の調査 力と懇親の醸成によるあらわしの 問題の解決のための取組み	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
⑤ 会員による議論の開拓と意見の 交換による問題の解決のための取 組み	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
⑥ 公開会議による問題の調査 力と懇親の醸成によるあらわしの 問題の解決のための取組み	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
⑦ 会員による議論の開拓と意見の 交換による問題の解決のための取 組み	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
⑧ 調査 研究 会員 会員	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率
⑨ その他の事項	開催にあらわれた参加者を全員 同一の進行方針の議論を実現す るための取組み	実 動	個 内比率

別紙様式第十九

1. 本年度内新開設の公 立図書館の受託登録 及び受託登録			
2. 新規登録の公 立図書館の登録			
3. 既存登録の公 立図書館の登録			
4. 取扱い、一任運営又は 委 付 の公 立 図 書 館			
上級別	□	初級別	□
実行 委託 の公 立 図 書 館	実行 委託 の公 立 図 書 館	単 純	複 雑
取扱 の公 立 図 書 館	取扱 の公 立 図 書 館	取扱 の公 立 図 書 館	取扱 の公 立 図 書 館

5 出 貨 比 率	取扱前、一任運用 既又は始分担	%	取扱後、一任運用 既又は始分担	%
6 譲 次 確 定 率	取扱前、一任運用 既又は始分担	(うち受任 分 %)	取扱後、一任運用 既又は始分担	(うち受任 分 %)
7 そ の 他 の 事 項				

発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済み株式の総数又は純資本額に占める割合を記入すること。

「取得前、一度運用後又は処分後」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一度運用後又は処分後」欄には、「4 取得、一度運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

12 「6 次証券比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等級証券（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等級証券をいう。以下この記入基準で25%と同一）の数の証券比率に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合は、報告者が保有する上場会社の総株式数の証券比率に占める割合を記入すること。

場合会社等以外における場合は、報告者が保有する発行会社の議決権種類の認証次権に認められ割合を記入すること。

「取得後、一任運用又は处分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は協力後」欄には、「譲渡前、一任運用前又は处分前」欄の比率に「4」を乗じて算出する。

「譲渡権比率」の算定に当たって、発行会社の株地主の譲渡権の数が分からぬ場合には、直近に提出された有価証券報告書(金融商品取引業者等第4項に規定する有価証券報告書を指す)に記載の譲渡権の数をもとにして算出することとする。

規定する半期報告書をいう。以下二の記入要領において同じ。)に記載された認株主の議決権の数を用いて支えられない。なお、発行会社の認株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあっては、「不明」と記入

13 特別の法律に上級政被立した法人の発行する出資證券の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任業種アリの内容に趣する「取扱規則の別」に「米州財團法」と記入すること。業種アリの場合は、

「後次用又は処分の内容」欄に「取扱対象の別」欄に「出資證券」と記入すること。譲り次用又は譲り次権行使等権限の取得又は部分の場合は、「4. 取得、一任用又は処分の内容」欄に「取得対象の別」欄に「譲り次権」又は「譲り次権行使等権限」と記入すること。

14 対内直接投資等に関する命令第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
(1) 「4 取得・一任運用又は譲分の内容」欄、「5 出資比率」欄及び「6 譲受け残比率」欄

(1)「4 取得、一括運用又は処分の内容」欄、「5 貸出比率」欄及び「6 延滞比率」欄に記載の対象となった事業の内容（その事業の直接の影響を受けた他の事業の区分の内容）について記入すること。

(2)前項の(1)についての実態の内容が、複数の区分に亘るものの場合は、(ア)、(イ)、(ウ)の範囲

(2) 傷害の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「7 その他の事項」欄にその内容について記入すること。

従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

(日本産業規格 A-4)

9. 「(2) 実施区分による届出」欄は、「(2) 実施の内容等」欄と「(3) 実施の内容」欄を併せて複数回提出すること。3回の提出が合計で1回提出すること。

10. 「(4) 実施区分による届出」欄は、「(3) 実施の内容等」欄と「(4) 実施の内容」欄を併せて複数回提出すること。

11. 本規則第10条第1項に規定するところが該当しない場合は、日本通関税務署へその他のところ止上課原税額を算定する場合に、該当する税額を算定して支支又は、支拂を付ける場合は、各税額の合計(「合計」)、通關税を付けることを。

（次）		（次）	
（次）		（次）	
方	方	日	期
1	会員登録料	1	会員登録料
2	会員登録料	2	会員登録料
3	会員登録料	3	会員登録料

別紙様式第二十

別紙様式第二十二の二

世界の彼らの歴史

(32.3, 85.9)

別紙様式第二十二の三 (令和元年6月1日付) に記載する事項を該当する場合は、
選免認定: 3月内未就寝夜
に備するをも

（登録登場人物）

1. 田中（たなか）：35歳、会社員。毎日朝起きたときに、何事かの原因で「うとうとう」と寝てしまうことがあります。

2. 大庭（おおばち）：45歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

3. 岩崎（いわさき）：30歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

4. 佐藤（さとう）：35歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

5. 鈴木（すずき）：30歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

6. 田中（たなか）：35歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

7. 大庭（おおばち）：45歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

8. 岩崎（いわさき）：30歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

9. 佐藤（さとう）：35歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

10. 鈴木（すずき）：30歳、会社員。朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

（会話）

田中：「うとうとう」と寝てしまうことがあります。朝起きるときに、何事かの原因で」うとうとう」と寝てしまうことがあります。

大庭：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

岩崎：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

佐藤：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

鈴木：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

田中：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

大庭：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

岩崎：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

佐藤：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

鈴木：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

田中：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

大庭：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

岩崎：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

佐藤：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

鈴木：朝起きるときに必ず「うとうとう」と寝てしまい、朝食を取ることも出来ません。

新教材第二十三课《带我去文化市场享受高品质生活》课件PPT-课件、教学设计、说课稿、教案、学案、习题、练习等。

商 分 証 司 書	
官 稱	<hr/>
姓 名	<hr/>
生年月日	<hr/>
上記は、片頭を除く外別箇書は公文の規定による立入検査又は實地を行つて検査したことを記す。	
交付日	年 <u>月</u> <u>日</u>
主取大臣	

審 面

1. お問い合わせ事項を尋ねて外部貿易専門機関へ依頼書類を提出すること。
2. 本部を離れて立ち寄り、又は巡回して窓口に来ること。
3. 本部を離れて、同じく立候場の事を用ひて窓口に来ること。
4. 皆の立ち寄りの事及び事実上却て是れ又は見付のないもののお勧めのこと。
5. 依頼書に記入がなくなったらしくは、遠慮なく本部に依頼する事。

(備考) 用途は、日本郵便料金表第 8、64 頁を参照のこと。

別紙様式第二十三